

見舞金給付会の『手引』は、手元にありますか？

3月末に貴所属郡市 P T A 連合会宛に、令和 3 年度版の「見舞金給付会の手引」をお届けしました。新年度の初めに配布していただけますので、ご活用ください。

P T A (主催・共催) 活動中に、ケガをされた方があったり損害賠償事案が発生した場合に「医療見舞金」や「修繕費」等が給付されます。給付対象となる事例や給付の手続きなどが「手引」に記載されています。

もし事故が発生したときには、「手引き」裏表紙の「給付までの流れ」をご覧ください。手続きをお願いします。また、「どんなときに」活用できるのかは、「手引」の表紙裏や「利用にあたって」をご覧ください。

今年度の P T A 活動計画書もできあがっている頃かと思いますが、各活動において事故がないように注意いただくとともに、各活動後には「必ず事故の有無を確認」するようにお願いします。

(昨年度の災害事例から)

昨年度は、入院や手術を伴うような災害事故はありませんでした。多かったのは、環境整備活動中の賠償責任に関わる事故です。どんな事故もないことが一番です。活動前に十分な注意喚起をお願いします。

◆医療見舞金給付事例 (1)

資源回収の収集場所にて、かぶせてあったビニールシートを外した際、蜂が飛び出してきて右手首を刺された。

⇒通院見舞金を支払う。

◆医療見舞金給付事例 (2)

法面での草刈り作業中に滑り、体勢を崩した際、付近の笹の切り株に顔面を打ち付けて切り傷を負った。

⇒通院見舞金を支払う。



◆損害賠償保険金支払事例

P T A の環境整備作業で、校舎付近の草を草刈り機で刈っていたところ、小石をはねて隣家の窓ガラスを破損した。

⇒保険会社よりガラス修理代が支払われる。

(免責千円は単位 P T A 支払い)

自動車の使用についてご注意ください。

P T A 活動に使用する自動車が起こした対人・対物事故による損害賠償責任、運転手や同乗者のケガに対する損害賠償責任、使用する自動車の破損等への損害賠償責任は給付の対象外です。



お知らせ・お願い

◆見舞金給付制度の周知

年度初めの P T A 本部役員会等において、見舞金給付会の制度について、是非、話題にしてください。その際、お届けした「会員配布用 P T A 見舞金給付会について」をご活用ください。

◆ 右の QR コードから岐阜県 P T A 連合会の HP を開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。



◆ 県 P T A の HP から、「給付会便り」を見ることができます。

『P T A 24 保険』への加入を！

「子どもによる自転車の交通事故」が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。また、昨年度から、学校から借りた楽器やタブレット等の借用物も保険の対象となりました。

充実した補償の『P T A 24 保険』への加入を是非ご検討ください。(詳細については、取扱代理店 (株) ワイズ ☎ 058-248-0033 へお問い合わせください。)